

福岡県公報

平成30年2月27日
第3970号

目次

告示 (第147号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 1
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3

告示

福岡県告示第147号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	手鎌線 三池	大牟田市大字草木128番2先から 大牟田市大字草木362番7先まで

公告

公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ライフガーデン新宮中央
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成29年4月3日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ダイレックス宇美店
 - 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4478番1 外
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ダイレックス宇美店	ダイレックス宇美店

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市横隈字上ノ山下1568番1、1568番38から1568番40まで及び1568番42から1568番51まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市三沢2926番地の9
株式会社福田組
代表取締役 福田 末春

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡芦屋町大字山鹿字惣ヶ瀬283番8及び283番12
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目1番11号
株式会社ミズ
代表取締役 溝上 泰興

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町下府二丁目536番2、536番4、537番12、538番3及び538番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町下府二丁目11番1号
東洋ホイスト株式会社
代表取締役社長 東谷 典章

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年2月8日糸島市告示第8号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年2月8日糸島市告示第9号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年2月8日糸島市告示第10号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成30年2月8日糸島市告示第11号）